令和5年度海外誘客デジタルプロモーション事業実施業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度海外誘客デジタルプロモーション事業実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日まで

3 事業目的

マーケティングにもとづいたデジタルプロモーションを展開することにより、インバウンド需要の山口県への着実な取り込みを図る。

4 業務内容

(1) デジタルを活用したプロモーション

ア ターゲットとなる国・地域

- (ア) 台湾、韓国、香港、中国、ASEAN
- (イ) 上記のうち台湾市場を最重点市場とし、ASEAN 市場はタイ、シンガポールを中心とする。

イ 市場別のターゲティング

これまでの分析を踏まえ、以下①~⑥のとおり設定を行うが、より有効なメインターゲットや訴求テーマが考えられる場合は、その根拠とともに提案すること。

台湾

メインターゲット: 30~40 代男女 訴求テーマ: 自然・文化体験、グルメ

② 韓国

メインターゲット: 20~30 代男女

訴求テーマ:自然・文化体験、同行者と楽しめる

③ 香港

メインターゲット:50代男女

訴求テーマ:グルメ、ストレス解消できる

④ 中国

メインターゲット:30代女

訴求テーマ:自然・文化体験、文化、グルメ

⑤ タイ

メインターゲット:30代女

訴求テーマ:自然・文化体験、ストレス解消できる

⑥ シンガポール

メインターゲット: 20~40 代男女

訴求テーマ:自然・文化体験、同行者と楽しめる

ウ メディアプラン

- (ア) 上記市場別のターゲティング等を踏まえて、各市場に効果的・効率的にターゲット層に訴求できるデジタルを活用した広告配信の媒体(バナー広告、動画広告、旅行メディアなど)を組み合わせたメディアプランを提案すること。
- (4) メディアプランの提案に当たっては、どういった広告媒体であるか基本的な情報やターゲティングの内容、事業効果(見込み)を具体的に示し、選定根拠を記載すること。
- (ウ) 広告誘引先のランディングページ(以下「LP」という。)は委託者が運営する ウェブサイトの他、山口県への誘客効果の高いその他のウェブサイト上に設定 することも想定しているため、委託者と協議しながら最善を尽くすこと。
- (エ) 市場別の予算配分に関しては、各市場への予算額が均等になるように提案し、 本業務の受託が決定した後に、委託者との協議により弾力的に対応すること。
- (オ) 配信期間を通じて、広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、LP への誘導 状況等を分析しながら、委託者と協議の上で、ターゲティングの変更、絞り込 み等継続的に改善を図ること。

エ 広告クリエイティブ

- (ア) 本業務で実施する広告配信において、各市場のターゲティングを踏まえて、 最適なクリエイティブを制作すること。
- (4) クリエイティブに使用する観光コンテンツ等については、各市場の訴求テーマに沿った相応しいものを提案すること。
- (ウ) 委託者が所有する動画及び画像を使用及び編集することも可能とするが、その際は、委託者との協議の上で、編集等の作業を実施すること。
- (エ) 上記とは別に、以下の要件を満たした動画を新たに制作すること。

内 容:タイのネイティブが出演し本県の魅力を訴求する観光 P R 動画。 詳細は本業務の受託決定後、委託者と協議の上決定すること。

制作本数:計2本(3分程度の長編とそれを基にした30秒程度の短編)

規 格:①アスペクト比…16対9

- ②解像度…Full HD (1920x1080) 以上 (映像については 4K 以上)
- ③編集確認…2回以上
- ④テロップ…紹介する観光地名などを次の4言語5種類で挿入 <中文繁体字・簡体字、韓国語、タイ語、英語>

納 品: MP4 形式の動画データ、テロップに使用したテキストデータ

才 事業間連携

本業務でターゲットとなる国・地域には、委託者が観光プロモーターを配置しており、現地で戦略的なプロモーションを実施しているため、現地イベントの機会に合わせたデジタルプロモーションを行う等、積極的に事業間連携を図ること。なお、観光プロモーターとの調整には日本語を使用することとし、調整が必要な場合は、本業務の受託が決定した後に行うこと。

カ 効果検証及び分析

- (ア) デジタルを活用したプロモーションの効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標(KPI)を設定すること。
- (イ) 効果検証及び分析は、広告側、LP 側の両面から行うこととし、各市場において設定したターゲティングの適切さに言及すること。

(2) デジタルマーケティング支援

ア ウェブサイト分析

- (ア) 4(1)の効果的な実施に向け、発注者のウェブサイト「YAMAGUCHI JAPAN TRAVEL GUIDE」について Google アナリティクス等を活用した定量的・定性的な分析を行うこと。
- (4) 十分な知識と実績のある技術者を本業務に含めること。
- (ウ) Google アナリティクスの分析項目を基本とするが、委託者と協議の上、分析項目の追加等に柔軟に対応すること。
- (エ) 時間、サイト間、ページ間、言語別など比較(相関)分析を基本とすること。
- (オ) 分析結果についてはダッシュボードの Looker Studio を活用する等、視覚的 に分かりやすい形で整理し、4(1)の効果を高めるための提言を行うこと。

イ 施策運用に対するアドバイザー業務

デジタルマーケティングに関して十分な知識を有し、且つ、過去に自治体等に おいてアドバイザー業務等の経験を有する者が、以下に示すような委託者にとっ て有益なアドバイスを行うこと。

- ① オンライン、オフライン事業に係るデジタルマーケティングの視点からの アドバイス(仕様書等)
- ② Google の仕様変更や各国の法規制などデジタルマーケティングを取り巻く 社会的動向、新たな技術への対応に関するアドバイス
- ③ 発注者のウェブサイト及び SNS 等運営に関するアドバイス
- ④ 分析・計測ツール等の設定及びそれに係る運用方法に関するアドバイス

ウ 定例ミーティング等

- (7) 4(1)から4(3)の実施にあたり、毎月1回以上ミーティングを行うこと。
- (4) ミーティング会場は、原則、山口県庁とするが、山口県庁での開催が難しい場合は、オンライン上での開催も可とする。
- (ウ) 1回あたりの時間は、2時間程度とすること。なお、内容に応じて、時間を 調整することも可とする。
- (エ) ミーティングの運営に必要な資料・資材・環境設定等は受託者が用意すること。

(3) デジタルマーケティングセミナーの開催

ア セミナーの開催

- (ア) 山口県内の観光事業者がインバウンド視点での市場分析や事業展開に取り組めるよう、デジタルマーケティングの知見を提供するセミナーを開催すること。 なお、セミナー内容には、オープンデータ等の活用により山口県のインバウンドに係る解説を必ず含めること。
- (4) セミナーの運営にあたっては以下の要件を踏まえた提案を行うこと。

開催回数:1回

開催場所:山口県内(オンラインではなく対面形式での開催とする)

対象者:山口県内の観光事業者

想定人数:50名

イ セミナー参加者の募集

- (ア) セミナーの開催案内(参加者募集)に係る広報資料を作成すること。
- (4) 募集にあたっては委託者と連携して対応すること。

ウ セミナー内容の構築

最適な講師の手配や資料調整を行うこと。詳細は本業務の受託決定後、委託者と協議の上決定すること。

エ セミナー後のアンケートの実施 セミナーの効果検証を行うためのアンケートを実施すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 4(1)デジタルを活用したプロモーション、4(2)デジタルマーケティング支援、4(3)デジタルマーケティングセミナーの開催、の予算配分に関して、概ね85%(このうち動画制作は15%)、12%、3%の配分で実施すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、一般社団法人山口県観光連盟(以下、委託者という)と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務実施のための個人情報の取扱については、個人情報保護条例を遵守しなければならない。

6 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画(実施体制、事業内容、 スケジュール等)を作成し、委託者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受ける。
- (2) 受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむをえない場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しない。

7 実績報告

委託業務を完了した際は、委託業務完了報告書及び事業実績報告書を提出の上、委託者の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

8 著作権等の取扱い

- ・著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属する。
- ・成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存 著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用 負担で対応する。

9 委託料の支払い

- ・受託者は 2023 年9月末を目途に委託料の 50%以内を委託者に請求できるものとする。
- ・また、全業務の成果品が検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求 することができる。
- ・委託者は正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から 30 日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

10 再委託の可否

- ・原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を再委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、 受託者の責任において解決すること。

11 その他

- (1) 事業の効果を客観的に把握できる指標と目標値を提案すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、委託者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定することとする。
- (4) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるもの については本業務に含まれるものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等により本業務が実施できない場合、受託者は委託者と協議の上、必要に応じ、業務内容の変更や規模の縮小等所要の見直しを行うものとする。